

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 8 日

新潟市長 中原 八一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 （仮称）新潟駅高架下駅ビル（西）
所在地 新潟市中央区花園一丁目 901-2 外
設置者 東日本旅客鉄道株式会社

- 2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物等保管施設①	34.68 m ³
廃棄物等保管施設②	4.86 m ³
合計	39.54 m ³

(変更後)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物等保管施設	44.88 m ³
合計	44.88 m ³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 8 時 00 分	午後 9 時 00 分

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 8 時 00 分	午後 9 時 00 分
未定	午前 6 時 15 分	午後 9 時 45 分
未定	午前 6 時 00 分	午後 10 時 00 分
未定	午前 0 時 00 分	翌午前 0 時 00 分

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	午前 4 時 00 分～翌午前 0 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	24 時間

3 変更する年月日

上記 2 の (1) : 令和 6 年 9 月 23 日 (但し、軽微変更と認められた場合はその日以降)

上記 2 の (2) : 令和 6 年 3 月 1 日

4 変更しようとする理由

店舗施設計画の変更及び運営計画の変更を行うため。

5 届出年月日

令和 6 年 1 月 22 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

令和 6 年 2 月 8 日から令和 6 年 6 月 8 日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
新潟市経済部商業振興課
電 話 025-226-1629
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp